

## 公益財団法人かごしま産業支援センターホームページ・バナー広告掲載取扱要領

### (目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）のホームページに設置するバナー広告掲載に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (バナー広告の位置及び枠数)

第2条 広告の位置及び枠数は原則として次のとおりとする。

センターのホームページ後半（関係機関等バナーの前） 枠数4

### (バナー広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦 125 ピクセル・横 300 ピクセル(約 3.3cm×7.8cm)
- (2) 形 式 GIF(アニメーション可)・JPEG
- (3) データ容量 300KB 以下

### (バナー広告の内容等)

第4条 バナー広告は、県内中小企業等が事業内容や商品等の広告を目的とするものとする。

なお、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について、センターが推奨しているなどとして、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないとセンターが認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は掲載しない。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）を代表する者その他いかな

る名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この項において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 条）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められる事業者

(4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる事業者

(5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している事業者

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している事業者

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している事業者

(9) 消費者金融に係る業種又は事業者

(10) たばこに係る業種又は事業者

(11) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者

(12) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者

(13) 法令、規則等に違反している業種又は事業者

(14) その他、広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

3 広告内容等について、この要領に定めるもののほか、「鹿児島県ホームページ広告掲載募集要領」に準じるものとする。

(バナー広告掲載料)

第 5 条 バナー広告の掲載料は次のとおりとする。なお、申込みによる掲載期間は、1 年間とする。ただし、掲載延長を希望するときは、第 7 条に規定するバナー広告掲載申込書により、改めて申込みを行わなければならない。

1 回(年額) 60,000 円（消費税別）

ただし、センターKISC 会員は 48,000 円（消費税別）

(バナー広告掲載者の募集)

第 6 条 バナー広告掲載者の募集は、センターホームページ、募集チラシ等により公募するものとする。

(申込み)

第7条 前条の募集に対する申込みは、センターにバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）により行わなければならない。

(決定)

第8条 センターは、第6条の募集に対する申込みがあったときは、申込みの内容がこの要領に適合するかどうかについて審査し、申込みの早かった順にバナー広告掲載者を決定する。

なお、同時に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、掲載中のバナー広告掲載者が掲載延長を希望して、第5条により申込みを行ったときは、他の申込みに優先して決定する。

3 センターは、バナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果をバナー広告掲載申込結果通知書（別記 第2号様式）（以下「結果通知書」という。）により通知する。

(バナー広告の作成及び提出)

第9条 バナー広告は、バナー広告掲載者が作成するものとし、画像等は、バナー広告掲載者に帰属するものを使用することとする。

2 バナー広告掲載者は、バナー広告のデータを結果通知書によりセンターが指定した日までに、センターが指定する方法で提出するものとする。

(バナー広告掲載者の責務)

第10条 バナー広告掲載者は、広告の内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、財産権の不適正な処理、第三者の権利の侵害や第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 バナー広告掲載者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(センターホームページの掲載)

第11条 センターホームページへの掲載は、結果通知書の指定日に行うこととする。なお、諸般の事情により掲載日が遅れた場合、掲載日の遅れによってバナー広告掲載者に生じるトラブルや損害等について、センターは一切の責任を負わない。

(バナー広告掲載料金の支払い)

第12条 バナー広告掲載料金は、バナー広告がホームページに掲載された後、センターが発行する請求書（別記 第3号様式）により、指定する期日までに支払いを完了しなければならない。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターとバナー広告掲

載者が誠意をもって協議し，解決を図るものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか，バナー広告の取り扱いに関して必要な事項は，センターが別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月6日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 公益財団法人かごしま産業支援センター ホームページ・バナー広告掲載申込書

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理事長 殿

公益財団法人かごしま産業支援センターホームページ・バナー広告取扱要領を遵守することを  
条件に下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

所在地	〒	
ふりがな 企業名		
ふりがな 代表者職・氏名		
ふりがな 担当者氏名	(部署)	(氏名)
連絡先	TEL	
	FAX	
	Eメール	
バナー広告リンク先:URL		
掲載期間	年 月 ~ 年 月	
KISC 会員 (○をつけてください)	KISC 会員 ・ 会員以外 かごしま産業支援センターKISC 会員はバナー広告掲載料が2割引きになります	
備考		

※ ご記入いただいた個人情報については、KISC バナー広告掲載についての連絡調整に利用しますので、  
ご了承ください。

掲載料(1年間の申込みとなります)

※ 掲載希望枠の欄にチェックをしてください。

		年間(税別)	※参考(一ヶ月当たり)
一般申込者	<input type="checkbox"/>	60,000円	5,000円
KISC 会員	<input type="checkbox"/>	48,000円	4,000円

(別記 第2号様式)

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター  
ホームページ・バナー広告掲載申込結果通知書

様

公益財団法人かごしま産業支援センター  
理 事 長

年 月 日付けで申込みのあった公益財団法人かごしま産業支援センターホームページ・  
バナー広告掲載申込みについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

掲 載 期 間	年 月 ~ 年 月
---------	-----------

広告掲載料	円
-------	---

○バナー広告データの提出期限

年 月 日までに電子データで提出してください。

(別記 第3号様式)

# 請求書

年 月 日

( 企業名 ) 様

金 円

内訳：10%対象 円

消費税 円

KISC 会員 ・ 会員以外

公益財団法人かごしま産業支援センターホームページ・バナー広告  
掲載料( 年 月～ 年 月)として、 年 月 日までに  
指定の口座に上記の金額をお支払いください。

鹿児島市名山町9番1号  
公益財団法人かごしま産業支援センター  
理事長

登録番号：T7340005007669

振込先 鹿児島銀行 県庁支店  
口座番号 普通預金 0808408  
名義 公益財団法人 かごしま産業支援センター  
カゴシマサンギョウシエンセンター

当方では、現金での受領はしておりませんので、お手数ですが、最寄りの金融機関からお振り込みください。

○恐縮ですが、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

○領収書は、銀行振込受付書（または振込金受領書）にてかえさせていただきます。